

令和 2 年度

定 例 監 査 報 告

(期日：令和 3 年 3 月 25 日)

うるま市監査委員



う 監 第 3 4 6 0 0 1 号
令 和 3 年 3 月 1 2 日

うるま市長 島袋 俊夫 様

うるま市監査委員 安慶名 忠信



うるま市監査委員 沢 紙 孝盛



うるま市監査委員 伊 波 良明



定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

なお、この結果に基づき又はこの結果を参考として、関係機関において措置を講じたときは、同法同条第 14 項の規定により、その旨を通知することになっております。

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象とした部課等

- (1) 企画部 (財政課、防災基地渉外課)
- (2) 総務部 (管財課)
- (3) 福祉部 (介護長寿課、障がい福祉課)
- (4) 経済部 (産業政策課、農政課、農水産整備課、商工労政課、観光振興課)
- (5) 都市建設部 (都市政策課、勝連城跡周辺整備室、道路公園課、建築工事課、用地課、維持管理課、建築行政課、検査課)
- (6) 教育部 (図書館)
- (7) 指導部 (教育支援センター)
- (8) 行政委員会 (農業委員会事務局)

2 監査の実施場所及び期間

場所: 本庁舎西棟(3階中会議室、2階中会議室)、中央図書館会議室

期間: 令和2年10月5日～令和3年3月12日

3 監査の対象年度

令和元年度とするが、一部の事務事業に対しては平成30年度や令和2年度も対象とした。

固定資産台帳の整備と更新状況の検証については、対象年度を平成28年度から平成30年度までとした。

4 監査の着眼点

経済性、効率性、有効性、合规性、実在性、評価の妥当性、表示の妥当性

5 監査の方法

対象課に対し、事務分掌、時間外勤務手当及び旅費の支給状況、各種契約の状況、負担金・補助金及び交付金の支出状況、公用車の管理、切手管理等について監査資料の提出を求め、同資料に基づき前項の着眼点について、うるま市監査基準(平成29年監査委員告示第1号)に準拠して、往査、証憑突合、分析、質問等の手法により監査を実施した。

なお、対象課は平成28年度以降の定例監査の結果を分析し抽出した。

また、定例監査の一環として平成28年度から平成30年度までの固定資産台帳の整備と更新状況を検証した。

6 監査委員の除斥

伊波良明監査委員は、介護長寿課の監査について地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

7 監査の結果

監査の結果は、次に指摘する事項のとおりである。なお、軽微な事項については口頭にて指導を行ったので省略する。監査結果に対し改善等の措置を講じたときは、地方自治法（以下「法」という）第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知するものとされている。また、令和2年4月1日施行の法第199条第11項に基づき、監査委員が特に措置を講ずる必要があると認める事項については、必要な措置を勧告することができるものとされていることから適切に対応されたい。

(1) 共通事項

ア 包括管理委託について

公共施設の老朽化による安全確保と維持管理に係る契約事務コストを削減するため、庁舎、学校、道路等の複数の施設を管理する包括管理委託を導入する自治体が増えつつある。清掃業務、消防点検、警備、日常の修繕業務など個別に発注していた契約を一本化することで契約事務コストを削減するメリットがあり、住民サービスの向上に繋がっている。庁内の合意形成、議会や住民の理解も必要であることから導入のハードルは高いと思料するものの、類似する維持管理契約の一本化が可能か調査研究し、将来的には包括管理委託へ移行することも検討されたい。

イ 契約事務について

平成30年1月に契約事務の適正化を目的に策定された「うるま市随意契約ガイドライン」と「うるま市見積徴収の基本指針」（以下「ガイドライン等」という。）により随意契約事務手続きは改善されている。しかしながら一部の契約手続きで根拠条文、契約の相手方を選定した理由が明記されていない事例が見受けられ、ガイドライン等が適切に活用されていなかった。随意契約の透明性と契約事務の適正化を図るために、ガイドライン等を活用し法令の理解を深め適切に運用されたい。

物品の借入等、翌年度にわたり契約を締結しなければ事務の執行に支障を及ぼす場合、単年度予算主義の例外として、長期継続契約の締結が可能となっている。しかしながら、契約期間が単年度となっている事例が見受けられ、長期継続契約の適用により複数年度の契約期間とすることで、事務の効率化が図られると思料する。

ウ 時間外勤務の状況について

今回の監査対象課においては出退勤管理システムのデータから前回監査時と比較して、長時間労働の勤務実態に改善がみられなかった。時間外在庁時間が360時間を超える職員は48名、720時間を超えた職員が8名、さらに1,000時間を超えた職員も1名確認された。時間外在庁時間の全てが時間外勤務となるものではないと思料するが、いわゆるサービス残業となるケースも見受

けられた。必要な手当の措置や適正な職員配置、事務分掌の見直しを行い、引き続き適切な職員管理に努められたい。また民間委託等による業務効率化や、一部業務において導入されたRPA（ロボットによる業務自動化）やAI（人工知能）を他の事務事業でも活用できないか積極的に調査検討し、労働環境の合理化・効率化を引き続き検討されたい。

エ 備品管理について

備品台帳より備品の確認を行ったところ、備品はないが廃棄手続きが確認できない事例、組織改編や移管等による変更があったにもかかわらず備品台帳システムでの手続きが行われていない事例、備品シールの張替えが行われていない事例がみられた。各課等においては備品台帳と照合し適切に管理する必要がある。

オ 文書の整理について

新文書管理システムが令和2年1月から本稼働し、文書番号からシステムに登録された発送日を特定することが可能となっている。契約締結後に、見積依頼の起案をするなど書類を整えたとみられる事例が確認された。また、監査時に要求した文書を提示できない事例もあり、うるま市文書取扱規程を遵守し適切に文書を保管すべきである。

(2) 部課別事項

【企画部】

○ 財政課

定例監査の一環として、平成28年度から平成30年度までの固定資産台帳をサンプル抽出により検証を行ったところ、固定資産台帳への登録作業における入力ミス等で、資産区分の相違、面積、取得価格、簿価等の相違が見受けられた。今後は、更新登録作業後におけるチェック体制の強化を行い再発防止に努められたい。

また、管財課が管理する公有財産台帳等とのリンクする項目及び業務上の連携がなく、二重管理となっている。固定資産台帳と公有財産台帳は重複する内容が多くあり、効率的な管理、整合性の面からも台帳番号等をリンクさせて、将来的には一元化を見据えた検討をしていただきたい。

○ 防災基地渉外課

共通事項を除いて特にない。

【総務部】

○ 管財課

公有財産規則では、公共施設の駐車場に車を放置している場合等、許可のない不法使用に対応する規定がない。市民が公共施設を安心安全に利用するためにも、不法使用に対処するための規程とマニュアルの策定を検討されたい。

本庁舎東棟建設時に購入した備品にシールが貼り付けされておらず、また備品台帳も組織改編により廃止された課名のままだった。廃棄や紛失があっても備品管理システム及び備品台帳から容易に対象物が判別できない状態となっていた。また、うるま市物品会計規則と備品管理システムで規定された備品分類が一致していない。規則の改正とともに効率的に管理する仕組みを構築していただきたい。

公有財産台帳の施設面積根拠を確認したところ、これまで施設面積の詳細（地番毎の面積）について確認がなされておらず、当該年度の増減のみで総面積を算出していた。また、固定資産台帳とのリンク項目がなく公有財産台帳と比較したところ一致しなかった。資産の保全を適切に行うために業務の効率化、台帳の精緻化を図っていただきたい。

令和元年度の文書管理ファイル一覧表を確認したところ、同一名称のファイル「歳出伝票（控）」が52件確認された。証憑書類の過度な細分化は事務の煩雑さを招くと思料する。効率的な保管を検討されたい。

普通財産の貸し付けにおいて、法律に基づく契約更新がなされておらず、徴収する根拠がないまま債権として管理されていた。根拠法令を確認し適切に管理されたい。

【福祉部】

○ 介護長寿課

口頭で指導した以外特はない。

○ 障がい福祉課

平成29年度定例監査報告で障害者福祉団体事業運営補助金交付要綱について、補助対象経費、充当率について定めるよう指摘したが、是正されていなかった。実績報告書から補助対象経費及び充当額が確認できないため、補助金がどのような使途で効果をあげているか検証するためにも要綱で規定されたい。

切手受払簿を確認したところ、職員個人での受払簿の管理があり、当該職員以外による残高確認もなされていなかった。また、切手の大量保管が確認されたことから、管理枚数の削減が見込める料金後納サービスの活用を検討していただきたい。

【経済部】

○ 産業政策課

うるま市、金武町、宜野座村で構成される環金武湾振興協議会で131万5,818円の決算剰余金を確認された。負担金額の算定は交付先団体の規約等で決定されるが、原資は税金であることから、負担金の内容を精査し、場合によっては負担金額の見直しを要望されたい。

○ 農政課

うるま市準公金取扱規程に基づく通帳等の保管状況を確認したところ、担当者の机の引き出しでの保管が一部見受けられた。また、同規程に基づく証憑書類がなく上司の決裁が確認できない出納事務の執行、通帳の入出金と決算書内訳が一致しない事例も確認された。市と別組織である任意団体であっても市職員が業務上、会計事務を行った場合、うるま市情報公開条例第2条第2項に基づく公文書として情報公開の対象となることから、説明責任を果たすためにも業務改善を要望する。

準公金として管理する令和元年度鳥獣被害対策協議会決算の支出が「0円」であったにもかかわらず、市から同協議会へ負担金が支出されていた。活動実績として会議の開催をあげているが、前年度からの繰越額は負担金額を超えており協議会と市で負担の在り方を協議すべきものだったと史料する。

獣医へ委託して実施している家畜予防注射において受益者が負担する手数料と、市が手数料の一部を助成する根拠がないことから、明確に規定されたい。また、手数料徴収も含めて委託しているが、契約書に現金亡失の際の責任の所在がないため規定する必要がある。

さとうきび原苗・種苗圃設置管理契約について、圃場設置場所の地番が契約書に明記されていなかった。契約に基づく履行確認するためにも設置場所の地番を明記されたい。

肉用牛登記・登録業務委託について、公用車に職員と委託者が同乗し業務を実施しているにもかかわらず、見積書内訳に車両借上料が含まれた金額で契約締結されていた。仕様書で積算内訳を適切に設定する必要がある。

津堅島イモゾウムシ等根絶事業に伴う委託において受託者個人に公用車を貸与しているが、免許証の有無について確認がなされておらず、また、貸与に関する取り決めが契約書、仕様書で確認できなかった。この車両は全国市有物件災害共済の保険に加入しているが、事故等が発生した場合、保険が適用されるには契約書等により受託者の車両使用について明確にしておく必要がある。保険は受託者が加入することも可能であることから、どちらが加入すべきかを含めて早急に改善されたい。

優良山羊購入費において、「うるま市優良山羊生産拡大事業実施要綱」に規定された貸付管理台帳等が作成されていなかった。同要綱に基づく優良山羊貸付契約書を確認したところ、飼養管理場所も空欄となっており、適切な管理がなされていない。また、備品台帳より貸し付けた山羊の特定ができないことから、事故等があった場合に判別ができない。要綱の改正を含めて業務改善を要望する。

○ 農水産整備課

口頭で指導した以外特はない。

○ 商工労政課

IT事業センターの指定管理業務について、指定管理者の裁量により例規と整合性のない入居企業への利用料金徴収、施設利用者への減免が確認された。平成24年度財政援助団体監査結果報告で条例、規則を遵守した減免を実施するよう指摘したが、長年に渡り適切な指導監督を怠っていた。指定管理者に対する監督責任を果たすよう要望する。

また、IT事業支援センター条例施行規則第11条第2項第2号で「公共的団体等が使用する場合は減免となっており減免対象者が明確になっていない。減免対象者を明確にし、減免割合も他の類似施設を参考に受益者負担の公平性が図れるよう検証する必要がある。

東照間商業等施設の工事請負契約6件と令和2年度へ繰越した工事請負契約9件の随意契約において、それぞれ同一の業者が最低価格を提示した見積額で予定価格の設定がなされ、予定価格と同額の見積額をもって契約締結となっていた。随意契約のできる金額への意図的な分割発注と業者選定方法として疑義を持たれかねない。随意契約を行う際は、ガイドライン等に沿って透明性を高くし、正当性を説明できる理由を明記しておく必要がある。

○ 観光振興課

うるま市安慶名闘牛場設置及び管理運営に関する条例施行規則で、減免対象者と減免割合が規定されておらず、担当者の裁量となっている。受益者負担の公平性が図れるよう規則の改正をする必要がある。

4自治会に委託している観光トイレ清掃業務委託料の積算根拠がなく、実績報告書を確認したところ契約金額が同額でも清掃回数に差があった。積算根拠を明確にする必要がある。

指定管理者が管理する与那城体育施設の減免状況を確認したところ、全ての減免申請書に決裁がないまま許可され、一部に減免の適用誤りがあった。また、教育委員会の承認を得ないまま年末年始の開館を行い減免も行っていた。施設利用の公平性を保つためにもモニタリングを通して適切に指導されたい。

【都市建設部】

○ 都市政策課

共通事項を除いて特になし。

○ 勝連城跡周辺整備室

新型コロナウイルス感染症対策のため県外出張が中止になったにもかかわらず、旅行命令簿の変更申請と決裁がないまま精算されていた。うるま市職員の旅費に関する条例に基づき手続きを行う必要がある。

○ 道路公園課

口頭で指導した以外特はない。

○ 建築工事課

口頭で指導した以外特はない。

○ 用地課

口頭で指導した以外特はない。

○ 維持管理課

都市公園台帳において、定期的な点検、整備が行われておらず、記載事項の更新漏れ等が見受けられた。関係法令に則った適正な都市公園台帳の管理に努められたい。

また、台帳が古くなり損傷がみられることから、閲覧に供することができるよう整備、更新を進めていただきたい。

○ 建築行政課

口頭で指導した以外特はない。

○ 検査課

平成30年1月に契約事務の適正化を目的に策定された「うるま市随意契約ガイドライン」と「うるま市見積徴収の基本指針」により随意契約事務手続きは改善されている。しかしながら記載項目が重複、必要のない様式などがあり、更なる契約事務の適正化と効率化のために見直しを検討されたい。

【教育部】

○ 図書館

共通事項を除いて特はない。

【指導部】

○ 教育支援センター

青少年相談員が登校支援で自家用車を公務使用していた。万が一事故が発生した場合、教育委員会が加入する災害給付の対象であるものの、保険適用の順序としては自家用車の持ち主である個人の任意保険が優先となり、個人負担を強いられることから、公用車の配置を検討されたい。

平成31年度教育研究所要覧、他2件の印刷契約について、債務負担行為の設定がなされないまま会計年度をまたぐ契約期間となっていた。会計年度独立の原則に反するものであり、適切な予算執行に努められたい。

【行政委員会】

○ 農業委員会

うるま市農業委員会規則第2条と第12条において、平成28年4月に施行された農業委員会等に関する法律の改正が反映されていなかった。法改正された時点で速やかに対応する必要がある。

うるま市農業委員会事務処理規程第4条では「委員会の事務は、すべて局長を経て会長の決裁を受けなければならない。」、第5条では「次の事項は、局長において専決をすることができる。」とあるが、第7条で「文書は、すべて局長を経て会長の閲覧決裁をする。」となっており、規定と実務に齟齬がみられる。規程の改正を検討されたい。